平成２７年（フ）第１１６号
相模原市中央区淵野辺本町２丁目11番８号ドエルロイヤル107
債務者　柴田　直子
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１１９号
相模原市中央区東淵野辺３丁目13番22号エントピアハウス309
債務者　岡村　初江（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１２４号
神奈川県座間市ひばりが丘１丁目22番35号ハイツホーエイ203号
債務者　関口　弘哉
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１２６号
相模原市南区相武台２丁目１番18号　メゾン100―205号
債務者　武本怜子こと　**褒**　　怜子
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１２７号
相模原市中央区光が丘３丁目11番３－４号
債務者　柴戸　　満
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第３６号
静岡県富士市森島43番地の３レオパレスＰＯＰＯ102号、前住所静岡県富士市柏原47番地
債務者　竹ノ内ナツ子
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第１８号
京都府与謝郡与謝野町字後野６番地10
債務者　安井　玲子
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２７年（フ）第８号
兵庫県丹波市柏原町挙田138番地１　新柏原ビレッジ１―403号
債務者　藤本あすか
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２７年（フ）第２１号
北海道砂川市西７条南12丁目１番６―21号
債務者　加藤　力雄
1　決定年月日時　平成27年５月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２７年（フ）第４４号
北海道虻田郡洞爺湖町洞爺町54―41　レイク・ハウス307号室、申立時の住所北海道有珠郡壮瞥町字蟠渓18番地11
債務者　森下　修治
1　決定年月日時　平成27年５月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第５３号
北海道室蘭市港北町４丁目16番21号
債務者　加持谷　剛
1　決定年月日時　平成27年５月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第５６号
北海道室蘭市小橋内町１丁目31番20号
債務者　高祖　正幸
1　決定年月日時　平成27年５月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第５７号
北海道伊達市山下町159番地74
債務者　阿部　光明
1　決定年月日時　平成27年５月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第４４号
群馬県太田市東金井町1329番地７
債務者　松田　洋子
1　決定年月日時　平成27年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第９２号
愛知県稲沢市大塚南３丁目92番地
債務者　日比野照教
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第１０９号
愛知県一宮市神山３丁目６番24―302号　マイハイムかみやま
債務者　木村和恵こと　朴　　和恵
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第４３号
和歌山市西浜1300番地
債務者　宮本　**芳**幸
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係